



【発信日】令和6年1月25日

【問い合わせ先】

結とびあ（1階3番窓口）

健幸福祉部健康長寿課 担当：井上、安井

電話 0779-65-7333 内線4112

「越前おおの高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	越前おおの高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	老人福祉法や介護保険法の規定に基づき、高齢者が自分の住み慣れた住まいや地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉の施策や介護保険サービスの目標量などを示した計画です。 今回、令和6年度から8年度までの計画を策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和6年2月1日（木） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉支所 ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供

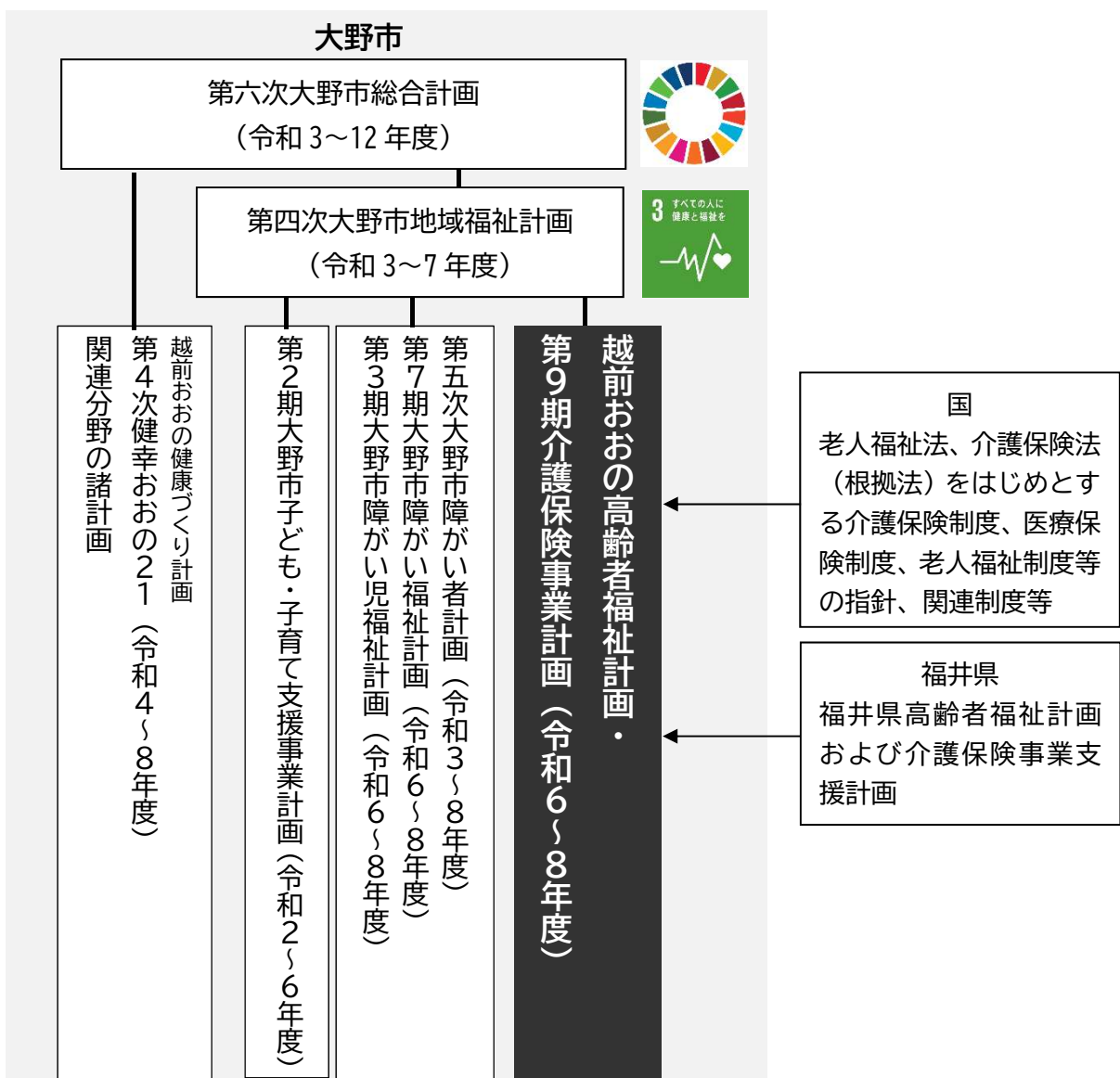
6	意見等の受付期間	令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ） ・意見等 <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	<p>大野市健福祉部健康長寿課（結とびあ1階3番窓口）</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-65-7333（内線4112）</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-0294</p> <p>Eメール kenko@city.fukui-ono.lg.jp</p>

越前おおの高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

1. 計画の位置づけ

- 高齢者福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。高齢者の保健福祉施策の総合的推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定します。
- 市の最上位計画である第六次大野市総合計画をはじめ、福祉分野の上位計画である第四次大野市地域福祉計画のほか、関連する計画、国の法制度や指針、県の計画との整合性を図っています。

▼計画の位置づけ



2. 高齢者人口等の見込み

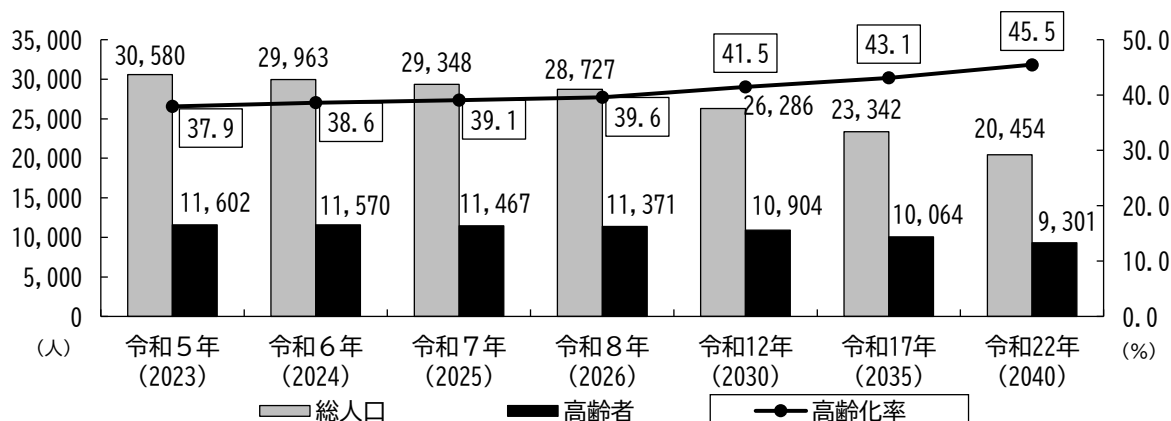
(1) 高齢者人口等の見込み（中長期的な見込み）

- 第9期の計画期間における本市の推計人口をみると、総人口の減少、高齢化率の上昇、高齢者全体、前期高齢者の減少が見込まれます。
- 一方、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者が令和5年の6,254人から令和8年には6,623人へと増加することが推計されます。
- 中長期的な人口推移をみると、総人口の減少、高齢化率の上昇、高齢者全体、前期高齢者の減少といった傾向で推移し、後期高齢者も令和12年（2030年）以降、減少傾向に転じることが見込まれます。

▼高齢者人口等の見込み（中長期的な見込み）

（単位：人、％）

	実績値	推計値					
		第9期				2030年	2035年
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	30,580	29,963	29,348	28,727	26,286	23,342	20,454
0～39歳	9,470	9,103	8,752	8,427	7,254	6,080	5,109
40～64歳	9,508	9,290	9,129	8,929	8,128	7,198	6,044
65歳以上	11,602	11,570	11,467	11,371	10,904	10,064	9,301
65～74歳	5,348	5,152	4,917	4,748	4,186	3,632	3,411
75歳以上	6,254	6,418	6,550	6,623	6,718	6,432	5,890
高齢化率	37.9	38.6	39.1	39.6	41.5	43.1	45.5



※実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値はコーホート変化率法による推計

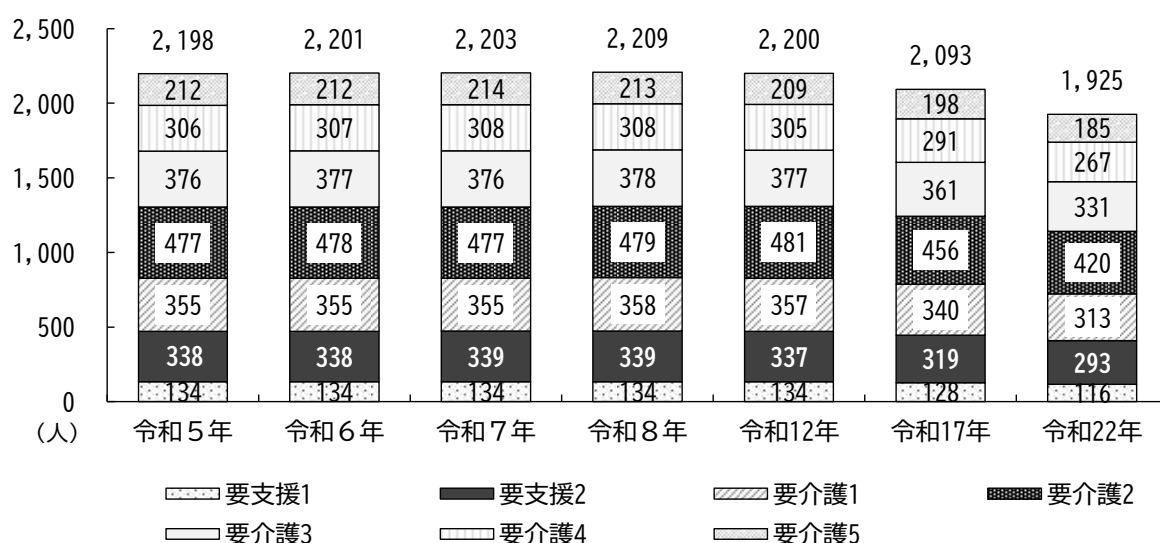
(2) 要介護認定者の見込み

将来人口推計結果に基づき、第1号被保険者数、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、要支援・要介護認定者数を推計した結果をみると、要介護認定者数は、令和5年度の2,198人から、本計画の目標年度である令和8年度には2,209人へと微増傾向で推移することが見込まれます。

▼要介護（要支援）認定者の推計

(単位：人)

	実績値	推計値						
		第9期				2030年	2035年	2040年
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総数	2,198	2,201	2,203	2,209	2,200	2,093	1,925	
要支援1	134	134	134	134	134	128	116	
要支援2	338	338	339	339	337	319	293	
要介護1	355	355	355	358	357	340	313	
要介護2	477	478	477	479	481	456	420	
要介護3	376	377	376	378	377	361	331	
要介護4	306	307	308	308	305	291	267	
要介護5	212	212	214	213	209	198	185	
うち第1号被保険者数	2,173	2,176	2,179	2,185	2,176	2,073	1,907	
要支援1	132	132	132	132	132	126	114	
要支援2	334	334	336	336	334	316	291	
要介護1	354	354	354	357	356	339	312	
要介護2	472	473	472	474	476	452	416	
要介護3	373	374	373	375	374	358	329	
要介護4	300	301	302	302	299	287	263	
要介護5	208	208	210	209	205	195	182	
要介護認定率	18.7%	18.8%	19.0%	19.2%	20.0%	20.6%	20.5%	



※実績値は地域包括ケア「見える化」システム（令和5年9月末現在）、推計値は地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能により算出（実績値を基準に認定率を一定とした自然体推計）

3. 基本理念

高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの

- 第9期計画は、第8期計画での取り組みを継承・発展させるため「高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの」を基本理念とし、6つの基本目標を設定し、様々な施策を展開します。

4. 基本目標

- 基本理念に基づき、第9期計画において取り組んでいくべき施策展開の基本的な6つの目標は次のとおりとなります。

基本目標1

高齢者の介護予防・生活支援の充実

- 高齢者が地域で継続した自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防の取り組みを一層強化します。さらに、介護予防・日常生活支援サービスや一般介護予防事業の展開等により、地域での健康づくりの充実や、多様な主体による支え合いの充実を図ります。
- 日常生活における生活習慣病への市民一人ひとりの健康意識を高めるとともに、各種健診受診の促進など、多様な健康づくり施策を実施し、望ましい生活習慣への転換を支援します。

基本目標2

地域での支え合いづくり

- 高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の総合相談窓口の役割を持つ地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活を支えるきめ細かなサービスの充実を図ります。
- 地域のつながりが希薄になる中で、地域の支え合いの輪を広げ、住民主体の地域で支え合う仕組みづくりを市民との協働により推進し、支援が必要になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な見守り施策を展開します。

基本目標3

認知症施策の推進と高齢者の権利擁護

- 認知症基本法に基づき、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指し、予

防・早期対応の必要性を周知するほか、認知症の人の状態に応じた適切なサービスへつながることのできる体制づくり、認知症高齢者やその家族への支援を図ります。

- 認高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の人権が擁護され、尊重される取り組みを進めます。

基本目標4

高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が安心して生活できるよう、防災対策・感染症対策をはじめ、防犯・交通安全・消費者対策やバリアフリー化など、生活の安全確保を進めます。
- 住宅改修など住み慣れた自宅で暮らすための支援とともに、多様なニーズや個々の身体状況に対応した高齢者の住まいの確保を図ります。
- 関係機関、事業者、地域等と連携し、高齢者の身近な移動手段の確保を図ります。

基本目標5

生きがいづくり・社会参加の促進

- 高齢になっても、生きがいを持ち、地域や社会とのかかわりの中で、高齢者が自立的・自発的に地域活動に参画できるよう、老人クラブ活動への支援、生涯学習環境の整備、就労支援、社会参加機会の創出など、多様な活動支援のための施策を進めます。

基本目標6

介護保険サービスの充実

- 介護サービスを必要とする高齢者が適切なサービスを利用できるよう、介護保険サービスのより一層の充実を図ります。また、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を推進し、制度の安定した継続性の確保に努めます。
- サービス提供の基盤となる福祉・介護人材の確保、業務効率化のための支援を図ります。

高齢者が安心して住める結のまち
越前おおの

<p>基本目標 1 高齢者の介護予 防・生活支援の充 実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防・生活支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民参加型サービスの実現 ・介護予防ケアマネジメント 2. 介護予防・健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・健康診査・がん検診の実施 ・健康づくり事業の推進 3. 家族介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 ・紙おむつなどの支給事業
<p>基本目標 2 地域での支え合 いづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センターの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の充実 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進 2. 在宅医療と介護の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業 ・人生会議（ACP）の普及 3. 地域での見守り・福祉活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置の貸与 ・生活支援型ホームヘルパー派遣事業
<p>基本目標 3 認知症施策の推 進と高齢者の権 利擁護</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター等養成事業 ・認知症カフェの開催 2. 高齢者の権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・地域連携ネットワークの構築
<p>基本目標 4 高齢者が安心し て暮らせる環境 づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成強化 ・避難支援プラン作成の推進 2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークの再構築 ・タクシーによる外出支援
<p>基本目標 5 生きがいづくり・ 社会参加の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習・スポーツ・団体活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習の場の創出 ・スポーツ教室等の開催 ・お出かけほっとサロンの開催 2. 高齢者の就業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの支援 ・直売活動の活性化
<p>基本目標 6 介護保険サービ スの充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険サービスの充実と人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの質の向上 ・研修受講支援と就労促進行事等の周知 2. 介護サービスの質の向上と介護給付の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス相談員派遣事業 ・要介護認定の適正化・縦覧点検の実施 ・ケアプラン点検等の実施

5. 地域密着型サービス施設の整備

▼日常生活圏域ごとの整備数

サービス種類	第8期 期間の 整備数	第8期期間までの整備数					第9期 期間中の 整備予定	
		旧開成	旧陽明	旧尚徳 旧上庄	旧和泉	合計		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	—	—	整備なし	
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—	整備なし	
地域密着型通所介護	—	2	3	1	1	7	整備なし	
認知症対応型通所介護	—	—	—	1	—	1	整備なし	
小規模多機能型居宅介護	—	2	—	1	—	3	整備なし	
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	1	—	—	1	整備なし	
認知症対応型共同生活介護	1 (旧開成)	2	2	1	—	5	整備なし	
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	整備なし	
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	—	1	2	1	—	4	整備なし	
複合型サービス	—	—	—	—	—	—	整備なし	
(参考) 県指定	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	—	1	1	1	—	3	
	介護老人保健施設	—	—	1	—	—	1	
	介護医療院	1 (旧陽明)	1	1	—	—	2	
	特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	1 有料老人ホーム からの転換

6. 介護保険料

(1) 給付費の見込み

①介護給付費

(単位：千円)

	第9期計画			2040年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	117,212	117,360	117,360	96,117
訪問入浴介護	3,181	3,185	3,185	3,185
訪問看護	75,045	75,140	75,140	63,588
訪問リハビリテーション	11,474	11,489	11,489	9,373
居宅療養管理指導	2,013	2,015	2,015	1,726
通所介護	423,665	425,198	426,692	373,540
通所リハビリテーション	112,907	113,050	113,050	92,302
短期入所生活介護	261,759	262,090	262,090	223,281
短期入所療養介護（老健）	1,294	1,296	1,296	1,296
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	99,334	99,334	99,334	80,645
特定福祉用具購入費	2,766	2,766	2,766	2,390
住宅改修費	8,840	8,840	8,840	8,840
特定施設入居者生活介護	66,416	81,524	81,524	81,524
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	198,290	198,540	199,099	175,846
認知症対応型通所介護	17,271	17,293	17,293	13,139
小規模多機能型居宅介護	80,487	80,589	80,589	60,858
認知症対応型共同生活介護	161,204	161,408	161,408	146,284
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	370,152	370,620	370,620	321,422
看護小規模多機能型居宅介護	70,556	70,645	70,645	54,419
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	943,781	944,975	944,975	828,755
介護老人保健施設	176,963	177,187	177,187	160,742
介護医療院	159,415	159,617	159,617	159,617
(4) 居宅介護支援	167,238	167,450	167,450	141,273
合 計	3,531,263	3,551,611	3,553,664	3,100,162

②介護予防給付費

(単位：千円)

	第9期計画			2040年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,443	13,460	13,460	11,930
介護予防訪問リハビリテーション	2,462	2,465	2,465	2,054
介護予防居宅療養管理指導	189	189	189	189
介護予防通所リハビリテーション	25,290	25,322	25,322	21,634
介護予防短期入所生活介護	1,751	1,753	1,753	1,505
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,569	16,569	16,569	14,185
特定介護予防福祉用具購入費	1,189	1,189	1,189	1,189
介護予防住宅改修	2,312	2,312	2,312	2,312
介護予防特定施設入居者生活介護	9,355	9,367	9,367	9,367
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,030	6,038	6,038	6,038
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	14,503	14,522	14,522	12,238
合計	93,093	93,186	93,186	82,641

③総給付費

(単位：千円)

	第9期計画			2040年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）	3,624,356	3,644,797	3,646,850	3,182,803

(2) 標準給付費

- 標準給付費は、総給付費に特定入所者介護サービス費(低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付)、高額介護サービス費(利用者が1か月間に支払った1割負担(一定以上所得者の利用負担は2割または3割負担)が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付)、高額医療合算介護サービス費(医療保険と介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合にその超えた金額を給付)、算定対象審査支払手数料(算定対象となる国保連合会に支払う手数料)を加えた費用です。

▼標準給付費の見込み

(単位：千円)

	第9期計画			2040年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費 ①	3,624,356	3,644,797	3,646,850	3,182,803
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ②	93,497	93,700	93,956	80,634
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ③	50,575	50,696	50,834	43,508
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④	8,993	9,001	9,026	7,865
審査支払手数料 ⑤	4,572	4,576	4,589	3,999
標準給付見込額計 ⑥ = ① ~⑤	3,781,993	3,802,770	3,805,255	3,318,809
	11,390,018…A			

(3) 地域支援事業費

- 地域支援事業は、介護サービスや介護予防サービスと並び、介護保険制度の3つの柱の1つに位置づけられ、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があります。
- 国においては、地域包括ケアシステムの実現に向けた充実・強化の取り組みを「地域支援事業の枠組み」を活用して、市（保険者）が推進するとしており、要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る「介護予防・生活支援サービス事業」が導入されています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は、財源の25%を国、12.5%を県、12.5%を市で負担し、23%を第1号被保険者の保険料で、27%を第2号被保険者の保険料で負担します。
- 包括的支援事業・任意事業は、財源の38.5%を国、19.25%を県、19.25%を市で負担し、23%を第1号被保険者の保険料で負担します。

▼地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	第9期計画			2040年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	111,274	111,575	111,875	85,594
	334,724…B			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)および任意事業費	50,924	50,924	50,924	40,824
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,357	15,357	15,357	15,357
地域支援事業合計	177,555	177,856	178,156	141,775
	533,567…C			

【参考】第9期給付費総額は、第8期比+2.48%の伸び率を見込んでいます。

	第8期			第9期			2040年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	1,529,105	1,468,437	1,460,219	1,440,207	1,457,885	1,459,379	1,255,683
施設サービス	1,165,642	1,175,646	1,196,365	1,280,159	1,281,779	1,281,779	1,149,114
地域密着型サービス	863,860	865,377	942,651	903,990	905,133	905,692	778,006
高額介護等	156,636	142,459	136,800	157,637	157,973	158,405	136,006
地域支援事業	177,306	177,199	177,255	177,555	177,856	178,156	141,775
給付費総額	3,892,549	3,829,118	3,913,290	3,959,548	3,980,626	3,983,411	3,460,584
	11,634,957			11,923,585			

(4) 介護保険料の設定

①介護保険の財源構成

- 介護保険を利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担(一定以上所得者の利用負担は2割または3割負担)し、残りの9割(給付費)は介護保険財源により賄われることになっています。
- この介護保険財源は、公費と保険料で50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。
- 負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第9期計画においては第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%となっています。

②第1号被保険者の介護保険料の算定

- 介護保険料は、今後3年間に必要な介護サービスの総費用の見込みと、65歳以上の高齢者の費用負担割合、第1号被保険者数により介護保険料基準額が算出され、所得段階区分に応じた保険料率に基づき算定します。

▼介護保険料の算定

①第1号被保険者負担分相当額	2,742,424千円	(標準給付費見込額A+地域支援事業費C)×23%
②調整交付金相当額	586,237千円	(A+B)×標準交付率5%
③調整交付金見込額	483,390千円	後期高齢者人口割合等に応じた交付率
④介護給付費準備基金取崩額	273,000千円	※R5.12.1時点の基金残高320,862千円
⑤保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	15,000千円	
⑥介護保険料収納必要額	2,557,271千円	(①+②) - (③+④+⑤)
⑦第1号被保険者数(補正後)	36,531人	第1号被保険者の推計数×所得段階別加入割合補正係数
⑧年額介護保険料(基準額)	70,800円	⑥÷予定介護保険料収納率(98.87%)÷⑦×1,000
⑨月額介護保険料(基準額)	5,900円	⑧÷12

③所得段階区分の設定

▼第1号被保険者の介護保険料額

区分	対象者	(負担割合) 月額保険料額		
		第8期	第9期	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 ・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.3) 1,800円 年額21,600円	(0.285) 1,684円 年額20,200円	
第2段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	(0.5) 3,000円 年額36,000円	(0.485) 2,867円 年額34,400円	
第3段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	(0.7) 4,200円 年額50,400円	(0.685) 4,042円 年額48,500円	
第4段階	・世帯に市民税納税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.90) 5,400円 年額64,800円	(0.90) 5,310円 年額63,700円	
第5段階	・世帯に市民税納税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	(1.00) 6,000円 基準額 年額72,000円	(1.00) 5,900円 基準額 年額70,800円	
第6段階	本人が市民税課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の人	(1.20) 7,200円 年額86,400円	(1.20) 7,080円 年額84,900円
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	(1.30) 7,800円 年額93,600円	(1.30) 7,670円 年額92,000円
第8段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	(1.50) 9,000円 年額108,000円	(1.50) 8,850円 年額106,200円
第9段階		【第8期】 ・前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	(1.70) 10,200円 年額122,400円	(1.70) 10,030円 年額120,300円
		【第9期】 ・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		
第10段階		【第8期】 ・前年の合計所得金額が500万円以上の人	(1.75) 10,500円 年額126,000円	(1.90) 11,210円 年額134,500円
		【第9期】 ・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		
第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	-	(2.10) 12,390円 年額148,600円	
第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	-	(2.30) 13,570円 年額162,800円	
第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上の人	-	(2.40) 14,160円 年額169,900円	

※第1～3段階は、公費を活用した保険料軽減策により保険料基準額に対する乗率を軽減